

令和元年 10 月 25 日

第 16 回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 16 回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和元年 10 月 25 日(金) 午後 2 時 00 分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

議事日程

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
(所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（~~用途区分変更~~・除外・~~編入~~）申出の意見決定について

議案第 4 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第 5 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第 6 号 農用地あっせん申出について

議案第 7 号 荒廃農地に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 下 芳 子	
4 番 德 留 清 幸	5 番 田 中 健 一	6 番 石 神 一 男
7 番 永 吉 正 文	8 番 井 元 清 八郎	9 番 菱 田 康 彦
10 番 井 手 康 則	11 番 奥 村 祐 樹	12 番 南 耕 太郎
13 番 前 原 正 文	14 番 松 木 茂 久	15 番 澤 山 建 志
16 番 西 村 圭 史	17 番 桐 原 鈴 代	18 番 野 元 辰 雄
19 番 坂 元 一 彦		

農地利用最適化推進委員

20 番 中 崎 勇	21 番 内 藺 光 弘	22 番 上 拂 忠
23 番 小 村 亮 太	24 番 吉 永 鶴 男	25 番 生 川 裕 也
26 番 物 袋 唱 二	27 番 野 尻 三 彦	28 番 西 山 昭 二
29 番 濱 田 卓 郎	30 番 藏 藺 堅 志	31 番 塚 田 幸 美
32 番 西 村 久 則	33 番 前 川 祐 子	34 番 松 木 秀 人
35 番 中 川 久 雄	36 番 前 田 真 津 美	37 番 廣 森 修
38 番 鐘 撞 望		

1 小委員長

19 番 坂 元 一 彦

1 欠席委員

3 番 今 村 秀 一

1 遅刻委員

6 番 石 神 一 男

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

主幹兼農地係長

農地係主査

主幹兼担い手振興係長

担い手振興係主査

担い手振興係技師

臨時的任用職員

富 永 敏 尚

堀之内 秀一郎

野 元 暢 治

山 中 修

前 田 昭 市

下温湯 美 里

下吹越 俊 幸

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地係長

堀之内 秀一郎

1 開会	午後2時00分
事務局	全員ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第16回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「16番委員」と「18番委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。
議長	ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の4ページをお開きください。 今月の議案第1号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画の意見決定についての所有権移転分は、2件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 なお、番号1の譲受人は、認定新規就農者の認定期間が令和元年9月30日で終了し、通常であれば引き続き認定農家となるところですが、令和2年4月まで農業次世代人材投資資金の給付対象期間であることから、その期間終了後に認定農家になる予定です。したがって、今回議案の対象とすることは適正であると判断いたしました。 今回の所有権移転分につきましては、経営面積など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われます。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長	ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第１号のうち所有権移転分について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見等はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第１号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第１号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第１号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案第１号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての説明をいたします。 議案書の５ページから１４ページになります。 今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についての利用権設定分は、１議案３１件です。 内訳は、新規の利用権設定が２７件、再設定が４件、合計面積は７１筆、７８、２１３㎡となっています。 （番号１を議案書どおり読み上げ説明） 以下については、お目通しください。 以上、全て経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると思われま。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第１号のうち、利用権設定分の１番について、ご審議願います。これにつきましては、会議規則第２５条の規定を準用し３１番委員の退席を求めます。 （３１番委員の退席確認） ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第１号のうち、利用権設定分の１番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 「異議なし」の声あり。
委員	

議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 (31番委員の復席確認) 次に、議案第1号のうち、利用権設定分の2番と3番につきましては新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の報告を求めます。
17番委員	番号2番と番号3番につきまして、9月26日に、私と37番委員で調査を行いましたので、ご報告いたします。 申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 申請人の家は、祖父の代から観葉植物農家をしており、申請人は3代目となります。家業を継ぐために、 の農業大学へ進学し、観葉植物のリースをしている会社に7年間勤務した後、父と一緒に4年間仕事をしてきました。 今回独立し、利用権設定を行う農地が、30aを超えることから新規就農者となりました。 観葉植物30aを栽培し、目標年間販売高は約800万円を目指しております。 妻も一緒に農作業に従事しており、農機具等は、自己が所有しているものを使用することから、特に問題ありません。 今後は、地植えや鉢用の土を混ぜる畑を増やし、5年後を目標にハウスも増やしたいと言われていました。 仕事場のハウスで調査をしましたが、よく管理されており、とてもやる気を感じました。 なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。
議長	ただいま担当委員の報告のとおりでございます。 それでは、議案第1号のうち利用権設定分の2番と3番についてご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
8番委員	新規就農で販売目標が800万円ということですが、品物によっては2～3年収入にならないものもあると思いますが、主な作物は何でしょうか。
17番委員	この方は、始めたばかりというわけではなく以前から父と一緒にやっているためこの金額になっています。
8番委員	分かりました。

議長 委員 議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。 議案第1号のうち利用権設定分の2番と3番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち利用権設定分の2番と3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第1号のうち利用権設定分の4番から31番について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
8番委員	15番、16番が同じ貸人で同じ[REDACTED]で賃借料にかなり差がありますが、何か理由があるのでしょうか。
事務局	15番については、周りに木が生い茂り、実際に耕作できる面積が少ないためこのような金額になっています。
8番委員	分かりました。
9番委員 事務局	10番について、賃借料がだいぶ高いですが理由は何でしょうか。 これについては、賃借料に転作奨励金を含んだ金額になっているようです。また、先月賃借期間が終了していたため今回新規扱いとなっていますが、親の代からこのような賃借料の設定をしているようです。
9番委員	分かりました。
8番委員	22番ですが、6,000㎡以上の面積を5年間使用貸借とのことですが、賃借人とはどのような関係でしょうか。
事務局	何か特別な関係があるとは聞いておりませんが、管理をしっかりとすることを条件に使用貸借となっているようです。 これについては、もともと20年間の貸借を契約していたのですが、貸人の娘さんから期間について長すぎるとの相談があり、一度解約し、今回5年間で契約するものです。
8番委員	分かりました。
議長 委員 議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。 議案第1号のうち、利用権設定分の4番から31番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の4番から31番について

小委員長

は、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

10月10日の転用調査時に、私と、27番、34番委員と、事務局2名の計5名で、現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。

申請に基づき、1番から8番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から7番は売買、8番は子への贈与による申請でございます。

申請地は、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われま。

以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の2ページから27ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。それでは、議案第2号のうち、1番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により6番委員の退席を求めます。

(6番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号のうち、1番については、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号のうち1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(6番委員の復席確認)

次に議案第2号のうち、2番から8番についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員 議長	「なし」の声あり。 議案第2号のうち2番から8番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号のうち2番から8番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更除外申出の意見決定についてを議題といたします。 これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。 番号1番ですが、申請人、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。事業目的は、一般住宅です。 資料の28ページをお開きください。 申請地は、 から西へ100m行った農用地区域内農地で、東は田及び市道、西は田、南は市道、北は水路に接しています。 農地区分・許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、除外された場合、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当します。 事業計画者は、現在借家住まいであることから、今回申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。 代替地についても何箇所か検討しておりますが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。
議長	以上報告のとおり、小委員会では除外もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。 それでは、議案第3号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
10番委員 事務局	農用地区域内に一般住宅を建築するのは認められるのですか。 申請地は農用地区域内ですので、今回の議案が農用地区域からの除外申出に対する意見を求められているものです。 除外された場合、次は転用許可申請がされると思いますが、申請地は1種農地の不許可の例外、集落接続施設に該当するかと考えられます。

議長	暫時休憩します。 (休 憩)
議長	休憩前に引き続き会議を再開いたします。 小委員長の報告について意見のある方がいらっしゃいますか。
6 番委員	道路を隔てたところには家がないですが、ここに1軒できればその後も家が建っていくことが危惧されますので、私は小委員長の報告には反対です。
1 4 番委員	申請者からすれば許可してほしい、また法律上も許可せざるを得ない場所ではあると思うのですが、農業振興の面からみるとこの区域には建物は建っていないわけです。この1軒が建つと今後も建っていく恐れがあり、農業をするうえで農地の集積や貸借に支障が出て農作業がしにくくなり、ここは耕作しないということになると、この農地が衰退していくことが懸念されますので、利用価値の高いこの区画から除外をすることには反対で、農地として利用していくのが望ましいと思います。
8 番委員	小委員長の報告は、現地調査のうえ除外もやむを得ないということでしたので、小委員長の報告を議案の審査の参考にさせていただきたいと思っています。
1 2 番委員	今回のこの案件以前に周りにはすでに家が建っていますが、そこも全て田んぼだったと思います。その時の転用申請でもこのような意見があったのでしょうか。
6 番委員	今回の件では道路の内側のことを審議していますので、現在この道路の内側には1軒も家はないのに、1軒建つことによる影響を懸念しています。
事務局	いま、道路の内側の区画には1軒も家はないとの話がありましたが、現在すでに1軒は建っております。
1 2 番委員	私の知る限り、この辺に家を建てる方はほとんど農家以外の方です。
事務局	補足します。農用地区域に一般住宅は建築できない、農家住宅は建築できるというようなお話がありますが、そのようなことはありません。 農家住宅と一般住宅の違いは転用できる面積が、農家住宅の場合1,000㎡まで、一般住宅の場合500㎡までとなっていることのみです。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。 小委員長の報告について、反対、賛成の意見があるようですので、ただいまから農業委員による採決を行いたいと考えます。採決は農業委員の起立によるものにしたいと考えますが、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。

議長	それでは、議案第3号について農業委員にお諮りいたします。小委員会の報告は農振法による除外はやむを得ないというものであります。 これに賛成の農業委員の起立を求めます。 (賛成少数)
議長	次に反対の農業委員の起立を求めます。 (反対多数)
議長	採決の結果、反対多数と認めます。 暫時休憩します。 (休憩)
議長	休憩前に引き続き会議を再開いたします。 議案第3号については、申請地付近の農地は農業振興を図るべき農地であり、農業振興を図るうえで望ましくないとして、除外については反対ということに決定いたします。 次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。 これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。 番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。転用目的は、牛舎です。 資料の29ページをお開きください。 申請地は、XXXXXXXXXXから南西へ550m行った農用地区域内農地で、東は農業用施設及び畑及び市道、西は公衆用道路、南と北は農業用施設及び畑に接しています。 農地区分、許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、令和元年7月29日付で、農業用施設用地として用途区分変更がされていることから、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。 申請人は、市内で畜産業を行う法人ですが、事業の規模拡大を図るため、自己所有の申請地に、牛舎2棟を建築する計画です。 土地の形状については50cmほど削土し、土留工事を行う予定です。申請地は、既存施設に隣接し、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。 また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。 以上報告のとおり、小委員会では転用もやむを得ないものと判断する

議長

ところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。

それでは、議案第4号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第4号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の30ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北東へ380m行った農地で、東は5条申請地、西は宅地及び畑、南は畑、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、今回義理の祖父が所有する申請地を使用貸借し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間に緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、通路です。

資料はそのまま30ページになります。

申請地は、[REDACTED]から北東へ380m行った農地で、東は宅地、西は宅地及び5条申請地、南は畑、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接して

いる区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、番号1番の方と貸人の息子の2人で、今回申請地を使用貸借し、番号1番で申請されている建築予定の住宅と貸人の息子が現在居住している住宅の共有の通路を整備する計画であります。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建設もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、貸資材置場です。

資料の31ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北へ650m行った農地で、東は市道、西は山林、南は畑、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、市内で水道工事を行う法人の会社役員で、今回申請地を取得し、会社への貸資材置場を整備するものです。

なお、隣接する山林と一体利用し、総面積は1,637㎡になる予定です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建設もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、転用目的は、庭園です。

資料の32ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南へ1,750m行った農地で、南は雑種地、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、経営する宿泊施設に隣接する申請地を取得し、庭園を整備する計画ですが、既に着工していたことから、今回始末書が添付されております。

土地の形状については現状で、構造物の建設もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、転用目的は、貸資材置場及び貸駐車場です。

資料の33ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から東へ545m行った農地で、東は雑

種地、西と北は市道、南は水路に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、板金塗装業を行う法人の会社役員で、今回申請地を取得し、会社への貸資材置場及び貸駐車場を整備するものです。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建設もなく、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番ですが、転用目的は、建売住宅です。

資料の34ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北西へ150m行った農地で、東は宅地及び畑、西は市道、南は宅地及び山林、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、農業及び土木建築や不動産業を行う法人の会社役員で、今回申請地を取得し、建売住宅2棟を建築する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。隣接農地との間に緩衝地も設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号7番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の35ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から南へ410m行った農地で、東は市道及び宅地、西と北は公衆用道路、南は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんしている区域にある農地であることから、第3種農地の市街地内農地に該当します。

申請人は、現在借家住まいであることから、父が所有する申請地を使用貸借し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。周囲に農地もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

なお、面積が一般住宅の転用の目安である500㎡を上回っていることから、今回理由書が提出されております。

	申請地の形状は不整形であり、申請地を分筆し、農地として残しても有効利用が見込めないことから、小委員会ではやむを得ないと判断したところです。
	以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりでございます。それでは、議案第5号について、ご審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
8番委員	4番ですが、東西と北に農地があり、面積も2,000㎡以上と広いですが雨水も自然流下となっています。庭園ですので植樹もすると思うのですが、周辺農地への影響はないのかどうか。
	次に、7番ですが、図面で見ると非常に不整形な土地ですが、家屋の配置はどうなっているのでしょうか。
34番委員	4番についてです。申請地の東は私の農地ですが申請地が庭園になっても迷惑する人はいないと思います。
事務局	(黒板に土地の形状を記載し説明) 7番についてですが、資料の35ページの地図が住宅地図である関係上このような形に記載しておりますが、実際は農免道路に接している面が非常にとがった形になっており、そこだけを残しても利用価値がないことから、理由書が添付され全部を転用するよう申請されているものです。
8番委員	分かりました。
26番委員	1番と2番と7番ですが、使用貸借となっておりますが、貸借期間はどうなりますか。
事務局	全て許可後永久となっております。すべて親子の関係で使用貸借となっております。
26番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第6号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。

事務局

事務局に議案の説明を求めます。

議案第6号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明いたします。

議案書の22ページをご覧ください。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下につきましては、お目通しください。

また、見取り図・地籍図等につきましては、審議資料の36ページから57ページに添付してありますので、ご参照ください。

続きまして、議案第6号農用地あっせん申出の買受・借受希望をご説明いたします。

議案書の25ページをご覧ください。

今月は、買受申出3件、借受申出1件、合計4件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下につきましては、お目通しください。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局

それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。

売渡、貸付から申し上げますので、議案書の22ページをご覧ください。

番号 1は37番委員と17番委員。

番号 2は37番委員と17番委員。

番号 3は 4番委員と23番委員。

番号 4は 6番委員と25番委員。

番号 5は18番委員と8番委員と27番委員。

番号 6は番号5と同じ委員。

番号 7は32番委員と 9番委員。

番号 8は 3番委員と22番委員。

番号 9は 7番委員と26番委員。

番号10は番号9と同じ委員。

番号11は番号9と同じ委員。

番号12は11番委員と31番委員。

番号13は番号12と同じ委員。

番号14は番号12と同じ委員。

事務局

6 番委員
事務局
議長

事務局

引き続き買受，借受について申し上げます。

番号 1 は 3 番委員と 26 番委員。

番号 2 は 9 番委員と 10 番委員と 30 番委員。

番号 3 は開聞地区の全委員。

番号 4 は浜児ヶ水地区，福元地区，小川地区，岡児ヶ水地区，大山地区の全委員。

以上，事務局案として提案いたします。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま，事務局案が発表されました。

それぞれ各委員は，よろしいでしょうか。

4 番ですが担当の変更をお願いします。

番号 4 のあっせん委員を 15 番と 25 番に変更します。

ほかにありませんか。

(各委員了解あり)

それでは，議案第 6 号は，4 番のあっせん委員を 15 番と 25 番委員に変更のうえ承認することとし，あっせん委員は，事務局案のとおり決定いたします。

次に議案第 7 号荒廃農地に係る非農地判断についてを，議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

議案第 7 号荒廃農地に係る非農地判断についての説明をいたします。

議案書は 26 ページから 28 ページになります。

(番号 1 を議案書どおり読み上げ説明)

以下については，お目通しください。

今回の非農地判断につきましては，農地法第 30 条に基づく利用状況調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査により，農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について，農地法第 2 条第 1 項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため，先月事務局で現地確認の再調査を行いました。

その結果，議案書に記載の農地は，森林の様相を呈しているなど，農地として復元しても，継続して利用することができないと見込まれることから，農地に該当しない土地であることが確認されました。

よって，44 筆 26，206 m²の農地につきましては，農地に該当しない土地，いわゆる非農地としての判断について承認を求めるものです。

なお，非農地判断後に農地復元等が確認された場合は，改めて農地台

	帳に登載することとなります。
議長	以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしく申し上げます。 ただいま事務局の説明のとおりであります。 それでは議案第7号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
19番委員	字図の添付はできませんか。
事務局	広範囲にわたっており字図の添付は困難ですので、何かありましたら事務局でご確認いただきたいと思います。
19番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第7号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第7号については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	本日の議題は、これで終了いたしました。 ほかにございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ほかになければ、その他に入ります。 その他について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、その他についてご説明いたします。29ページをご覧ください。 その他（議案書29ページ、30ページを参照して説明） 1. 一時使用届出について 2. 10月の行事報告 3. 11月の行事予定等 4. その他 (1) 南薩地域農業委員等研修会について (2) いぶすき産業まつり農地相談コーナーについて
議長	ほかにございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ほかにはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。 これをもちまして、第16回指宿市農業委員会を閉会いたします。

事務局

全員ご起立願います。
一同礼。

(閉会 午後4時20分)

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員16番委員

議事録署名委員18番委員